

議会改革検討委員会日程（第5回）

平成28年2月19日（金）

午後1時 601会議室

1 検討課題の協議

- (1) 会期の見直し
- (2) 常任委員会の所管局の見直し
- (3) 特別委員会の設置

2 その他

平成28年1月28日

川崎市議会議長

石田 康博 様

議会改革検討委員会委員長

橋 本 勝

議会改革検討委員会の協議経過について（報告）

議会改革検討委員会において、「常任委員会の所管局の見直し」について協議を行い、区常任委員会に関する部分を除き、各委員の意見が一致し、別添のとおり、常任委員会の所管を見直すべきとの結論になりましたので、報告します。

【報告事項】 常任委員会の所管局の見直し（区常任委員会に関する部分を除く。）

常任委員会の所管の見直しについて

【議会改革検討委員会 確認事項】

平成28年4月1日から、次のとおり、常任委員会の所管及び名称を見直すべきである。

1 常任委員会の名称、委員定数及び所管

(1) 総務委員会 13人

ア 総務企画局、財政局、経済労働局及び臨海部国際戦略本部の所管に関する事。

イ 他の常任委員会の所管に属しない事。

(2) 文教委員会 12人

市民文化局、こども未来局及び教育委員会の所管に関する事。

(3) 健康福祉委員会 12人

健康福祉局、病院局及び消防局の所管に関する事。

(4) まちづくり委員会 12人

まちづくり局及び建設緑政局の所管に関する事。

(5) 環境委員会 11人

環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の所管に関する事。

2 平成28年から3年間の正副委員長等の割り振り

変更しない。

地方自治法の一部を改正する法律の概要

平成26年5月30日公布

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする（第252条の20第2項関係）
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする（第252条の21の2関係）
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする（第252条の21の3関係）

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする（第252条の2関係）
- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする（第251条の3の2、第252条の2第7項関係）

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする（第252条の16の2～第252条の16の4関係）

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する（第260条の38、第260条の39関係）

5. 施行期日

施行日：1は平成28年4月1日、3は平成26年11月1日

- ・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日、2、4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日

大都市制度の見直しについて

1 指定都市制度の見直し

(1) 区の役割の拡充【「都市内分権」による住民自治の強化】

- ① 区の事務所が分掌する事務を条例で定める
- ② 区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長(特別職)を置くことができるようにする。

(2) 指定都市都道府県調整会議の設置【「二重行政」の解消】

- ① 指定都市及び都道府県の事務処理を調整するための協議の場として、指定都市都道府県調整会議を設置する
- ② 市長又は知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることもできることとする

※ この他、都道府県から指定都市へ事務・権限を移譲（県費負担教職員の定数の決定、病院の開設許可、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画マスタープラン)に関する都市計画の決定 ほか) → 別途、第4次分権一括法において措置

2 中核市・特例市の統合

- 中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更することにより、中核市・特例市を統合する
(現在の特例市については必要な経過措置等を設ける)

第30次地方制度調査会答申【抜粋】（都市内分権関係）

（「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日））

第2 現行の大都市等に係る制度の見直し

1 指定都市制度

（3）「都市内分権」により住民自治を強化するための具体的な方策

指定都市、とりわけ人口が非常に多い指定都市において、住民に身近な行政サービスについて住民により近い単位で提供する「都市内分権」により住民自治を強化するため、区の役割を拡充することとすべきである。

区の役割を拡充する方法としては、まず、条例で、市の事務の一部を区が専ら所管する事務と定めることができることとすべきである。また、区長が市長から独立した人事や予算等の権限、例えば、区の職員の任命権、歳入歳出予算のうち専ら区に係る市長への提案権、市長が管理する財産のうち専ら区に係るものの管理権などを持つこととすることを検討すべきである。

このように、区長に独自の権限を持たせる場合には、現在は一般の職員のうちから命ずることとされている区の事務所の長（区長）について、副市長並みに、市長が議会の同意を得て選任する任期4年の特別職とし、任期中の解職や再任も可能とすることを選択できるようにすべきである。また、区長を公選とすべきかどうかについても引き続き検討する必要がある。（中略）

以上のような新たな区の位置付けを踏まえ、区を単位とする住民自治の機能を強化すべきである。区単位の議会の活動を推進するため、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、一又は複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限に関する事務の調査や区に係る議案、請願等の審査を行うこととすべきである。

区の事務所が分掌する事務を定める条例について

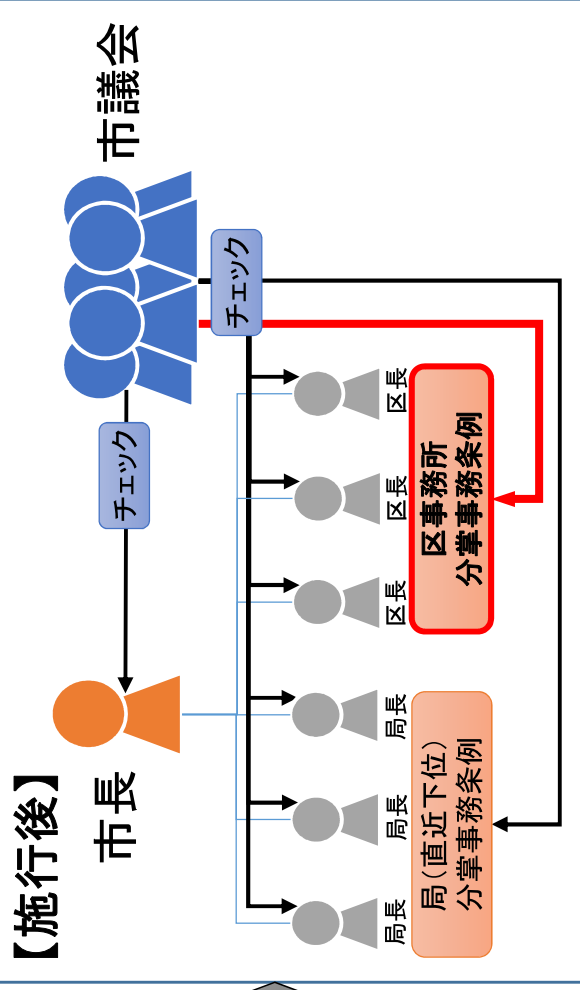
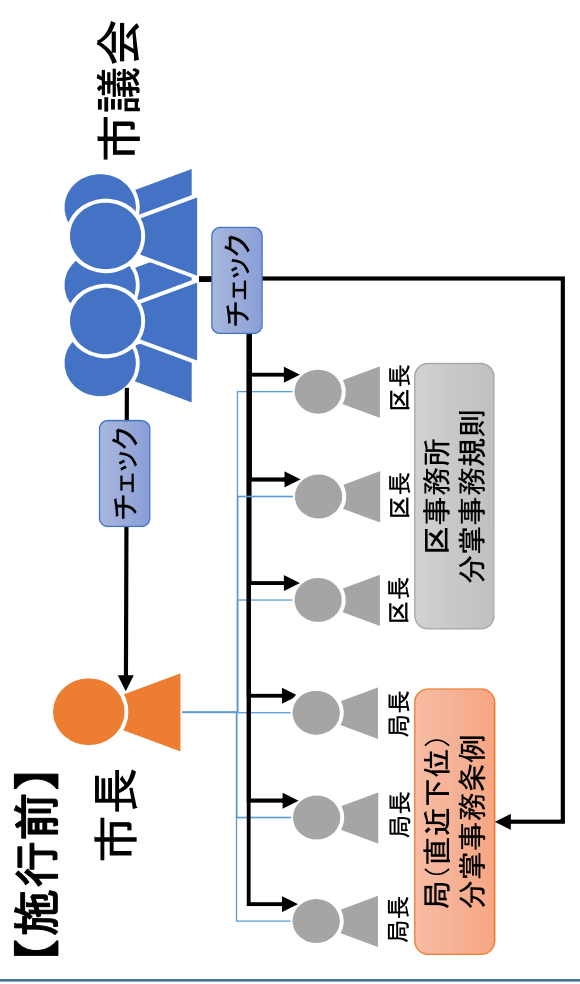
地方自治法改正法(H26.5.30公布)

(区の設置)

第二百五十二条の二十 (略)

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならない。

(後略)
※施行は、公布の日から起算して2年以内に政令で定める日



留意事項

- ① 単に現在区の事務所が分掌している事務を機械的に規定するのではなく、どのような区のある方がふさわしいか十分に検討した上で立案する必要
- ② 指定都市の議会においても、条例の制定について議決する際には、同様に、どのような区のある方がふさわしいか十分に議論することが重要
- ③ 総合区の設置の要否及び議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの設置の要否についても併せて議論することが望ましい

特別委員会の設置について

川崎市議会委員会条例

(特別委員会の設置)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

議会運営の手引き

193 予・決算審査特別委員会を除く、他の特別委員会の設置については、委員会の名称、目的、構成、調査期間等を議会運営委員会で協議する。

1 名称

目的に応じて決定

2 目的

複数の常任委員会の所管にまたがる案件又は特に重要な案件で特別な構成により集中的に審査する必要がある案件など、常任委員会の運用ではその目的が達せられない場合に設置

⇒ 特別委員会に付議された案件は、常任委員会では審査ができなくなる。

⇒ 請願・陳情、議案の取扱いの整理

川崎市議会会議規則

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、(略)、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要であると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 構成

(1) 委員定数

(2) 会派の割当て(無所属議員について)

(3) 正副委員長の選出方法等

※ 常任委員会の委員・正副委員長は、会派の所属議員数の構成比により割当てが決定されている。

4 調査期間(設置期間)

特別委員会は、会期不継続の原則により、会期の終了により消滅するが、閉会中の継続審査の議決があれば、次の定例会まで審査を行うことができる。

なお、あらかじめ「審査が終了まで」と議決した場合は、審査が終了するまで存在することが可能

⇒ (その他の消滅時由) 議員の任期満了等

○政令指定都市における特別委員会の設置状況（平成26年度）

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員 (非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附 議事案の取扱
				会期中	閉会中		
札幌市 (68人)	大都市行財政制度調査特別委員会	22	札幌市議会自民党・市民会議8人、札幌市議会民主 党・市民連合議員会8人、札幌市議会公明党議 員会3人、日本共産党札幌市議会議員団1人、札幌 市議会市民ネットワーク北海道1人、改革1人	0	4	各会派及び会派無所属議員が、各委 員会の希望人数を申し出、この結果 をもとに各会派の幹事長会議で協議 し、各委員会の会派構成及び会派無 所属議員の所属委員会を決定してい る。	報告書、提言書等は 作成していない。
	経済雇用対策・新幹線等調査特別 委員会	22	札幌市議会自民党・市民会議8人、札幌市議会民主 党・市民連合議員会7人、札幌市議会公明党議 員会3人、日本共産党札幌市議会議員団2人、札幌 市議会市民ネットワーク北海道1人、無所属1人	0	1		
	災害・雪対策調査特別委員会	23	札幌市議会自民党・市民会議7人、札幌市議会民主 党・市民連合議員会8人、札幌市議会公明党議 員会3人、日本共産党札幌市議会議員団2人、札幌 市議会市民ネットワーク北海道1人、改革1人、札 幌市議会みんなの党1人	0	3		
	合計	67					
仙台市 (55人)	東西線・まちづくり促進調査特別 委員会	11	自由民主党・仙台3人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団1人、 日本共産党仙台市議団1人、社民党仙台市議団1 人、自由民主党1人	0	4	委員の割り振りは、無所属議員を含 め、各会派から議会運営委員会に希 望届を提出したうえで、議会運営委 員会正副委員長が調整している。	調査期間中の最後の 定例会の最終日にお いて、調査結果を委 員長から報告すると ともに、報告書を議 長へ提出している。
	地域経済活性化調査特別委員会	11	自由民主党・仙台2人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団1人、 日本共産党仙台市議団2人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	0	5		
	エネルギー政策調査特別委員会	11	自由民主党・仙台2人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団2人、 日本共産党仙台市議団1人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	0	5		
	防災・減災推進調査特別委員会	11	自由民主党・仙台2人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台1人、公明党仙台市議団2人、 日本共産党仙台市議団2人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	0	4		
	次世代育成調査特別委員会	11	自由民主党・仙台3人、市民フォーラム仙台1人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団2人、 日本共産党仙台市議団1人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	0	6		
	選挙管理委員会の不適切事務等 に関する調査特別委員会	13	自由民主党・仙台3人、市民フォーラム仙台2人、 自由民主党復興仙台2人、公明党仙台市議団2人、 日本共産党仙台市議団2人、社民党仙台市議団1 人、輝く仙台1人	2	1	各派代表者会議で決定。 無所属議員を含め、会派の構成比に より割り振りを決めている。	
	合計	55					
さいたま 市 (60人)	政治倫理特別委員会	6	自由民主党さいたま市議会議員団1人、民主 党さいたま市議団1人、公明党さいたま市議会 議員団1人、日本共産党さいたま市議会議員 団1人、改革フォーラムさいたま市議団1人、 無所属1人	1	0	無所属議員を含め、会派の構成比を もとに割り振り、議会運営委員会理事 会において、調整	特になし。
	大都市行財政制度特別委員会	11	自由民主党さいたま市議会議員団4人、民主 党さいたま市議団2人、公明党さいたま市議会 議員団2人、日本共産党さいたま市議会議員 団2人、改革フォーラムさいたま市議団1人	4	1		平成27年2月定例会 本会議において、委 員長より調査研究の 報告を行った。
	議会改革推進特別委員会	12	自由民主党さいたま市議会議員団4人、民主 党さいたま市議団2人、公明党さいたま市議会 議員団2人、日本共産党さいたま市議会議員 団1人、改革フォーラムさいたま市議団2人、 無所属1人	4	2	4 5 2 1	
	地下鉄7号線延伸事業化特別委員 会	12	自由民主党さいたま市議会議員団4人、民主 党さいたま市議団3人、公明党さいたま市議会 議員団2人、日本共産党さいたま市議会議員 団2人、改革フォーラムさいたま市議団1人	3	0		
	見沼田圃将来ビジョン特別委員会	12	自由民主党さいたま市議会議員団5人、民主 党さいたま市議団2人、公明党さいたま市議会 議員団2人、日本共産党さいたま市議会議員 団1人、改革フォーラムさいたま市議団1人、 無所属1人	1	1		
	適正な発注制度及び人員配置に関 する調査特別委員会	12	自由民主党さいたま市議会議員団4人、民主 党さいたま市議団3人、公明党さいたま市議会 議員団2人、日本共産党さいたま市議会議員 団2人、改革フォーラムさいたま市議団1人	4	0		
	決算・行政評価特別委員会	20	自由民主党さいたま市議会議員団7人、民主 党さいたま市議団4人、公明党さいたま市議会 議員団4人、日本共産党さいたま市議会議員 団2人、改革フォーラムさいたま市議団2人、 無所属1人	18	0		
	合計	85					
千葉市 (54人)	大都市制度・防災危機対策調査特 別委員会	13	自由民主党千葉市議会議員団5人、公明党千葉 市議会議員団2人、民主党千葉市議会議員 団2人、日本共産党千葉市議会議員団2人、未 来創造ちば2人	4	2	特別委員会委員の割り振りについて は、所属議員4人以上の会派から所 属議員数の比率によって選出するこ ととなっている。	報告書や提言書等 を作成した事例はな し。
	少子高齢社会問題調査特別委員会	13	自由民主党千葉市議会議員団5人、公明党千葉 市議会議員団2人、民主党千葉市議会議員 団2人、日本共産党千葉市議会議員団2人、未 来創造ちば2人	2	4		報告書を作成し、提 言を取りまとめた。
	新庁舎整備調査特別委員会	13	自由民主党千葉市議会議員団5人、公明党千葉 市議会議員団2人、民主党千葉市議会議員 団2人、日本共産党千葉市議会議員団2人、未 来創造ちば2人	5	4		提言書を提出した。
	合計	39					

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員 (非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附 議事案の取扱
				会期中	閉会中		
横浜市 (86人)	大都市行財政制度特別委員会	14	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団3人、民主党横浜市議員団2人、横浜の未来を結ぶ会1人、日本共産党横浜市議員団1人、みんなの党横浜市議員団1人、ヨコハマ会横浜市議員団1人	3	5	正副委員長についてはドント式、委員については無所属議員を含め、会派の構成比により割振りを決めている。	報告書、提言書等を作成・公表している。
	基地対策特別委員会	15	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団3人、民主党横浜市議員団3人、横浜の未来を結ぶ会2人、日本共産党横浜市議員団1人、みんなの党横浜市議員団1人	2	4		
	減災対策推進特別委員会	14	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団2人、民主党横浜市議員団2人、横浜の未来を結ぶ会2人、日本共産党横浜市議員団1人、無所属クラブ1人	2	4		
	孤立を防ぐ地域づくり特別委員会	14	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団3人、民主党横浜市議員団2人、横浜の未来を結ぶ会2人、日本共産党横浜市議員団1人、ヨコハマ会横浜市議員団1人	2	3		
	観光・創造都市・国際戦略特別委員会	14	自由民主党横浜市議員団5人、公明党横浜市議員団2人、民主党横浜市議員団3人、横浜の未来を結ぶ会2人、みんなの党横浜市議員団1人、無所属クラブ1人	1	4		
	健康づくり・スポーツ推進特別委員会	15	自由民主党横浜市議員団6人、公明党横浜市議員団2人、民主党横浜市議員団3人、横浜の未来を結ぶ会1人、日本共産党横浜市議員団1人、みんなの党横浜市議員団1人、無所属(神奈川ネットワーク運動)1人	2	3		
	合計	86					
相模原市 (49人)	基地対策特別委員会	11	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会1人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、無所属1人	3	1	定数で各議員(無所属議員を含む)の希望と会派構成のバランスを考慮しながら議会運営協議会で協議し、決定した。	中間報告書を作成し、公表
	交通問題特別委員会	11	新政クラブ5人、公明党相模原市議員団1人、民主・新無所属の会2人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、相友会1人	3	1		
	水源地域対策特別委員会	12	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会1人、颯爽の会2人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、相友会1人	3	1		
	防災特別委員会	12	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団1人、民主・新無所属の会2人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、無所属3人	3	1		
	大都市制度に関する特別委員会	13	新政クラブ5人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会2人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、相友会1人	3	2	議会運営委員会において、定数を決定し、各会派の議席数に応じて定数を割り振り、委員を選出した。無所属議員は、協議に参加していない。	条例の制定及び逐条解説の公表をもって終了
	議会基本条例に関する特別委員会	11	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会1人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、相友会1人	2	5		
	広域交流拠点に関する特別委員会	11	新政クラブ4人、公明党相模原市議員団2人、民主・新無所属の会1人、颯爽の会1人、日本共産党相模原市議員団1人、市民連合1人、相友会1人	3	1		中間報告書を作成し、公表
合計	81						
新潟市 (56人)	大都市制度調査特別委員会	12	新市民クラブ2人、民主にいがた2人、保守市民新潟2人、新潟市政クラブ1人、日本共産党新潟市議会議員団1人、市民連合1人、公明党新潟市議員団1人、新風クラブ1人、無所属1人	4	0	無所属を含め各会派より人選について名簿を提出された後に、各会派幹事長会議により人数調整等を行っている。	2年をめどに中間報告、または最終報告を本会議で行っている。
	まちなか、地域再生調査特別委員会	13	保守市民新潟4人、新市民クラブ3人、日本共産党新潟市議会議員団2人、民主にいがた1人、市民連合1人、公明党新潟市議員団1人、新風クラブ1人	4	1		
	農業活性化調査特別委員会	14	新市民クラブ3人、新潟市政クラブ2人、日本共産党新潟市議会議員団2人、保守市民新潟2人、民主にいがた1人、市民連合1人、公明党新潟市議員団1人、新風クラブ1人、無所属1人	4	1		
	公共交通調査特別委員会	15	新潟市政クラブ2人、日本共産党新潟市議会議員団2人、民主にいがた2人、保守市民新潟2人、市民連合2人、新市民クラブ1人、公明党新潟市議員団1人、新風クラブ1人、無所属1人	3	4		
	総合計画特別委員会	53	保守市民新潟10人、新市民クラブ8人、日本共産党新潟市議会議員団7人、民主にいがた6人、新潟市政クラブ5人、市民連合5人、公明党新潟市議員団4人、新風クラブ4人、無所属3人	7	25		
合計	107						

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員 (非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附 議事案の取扱	
				会期中	閉会中			
静岡市 (48人)	総合治水及び災害対策調査特別委員会	11	自由民主党静岡市議会議員団4人、新政会1人、公明党静岡市議会2人、静翔会1名、日本共産党静岡市議会議員団1人、日本維新の会静岡市議会議員団1名、緑の党Greens Japan1人	1	2	毎年度、委員改選を行っており、代表者会議において所属委員会の希望を各会派（非交渉会派を含む。）から持ち寄り、調整している。	毎年度、本会議において、特別委員会の調査案件について報告を行っている。また、必要に応じて市長への提言を行っている。	
	中山間地活性化調査特別委員会	11	自由民主党静岡市議会議員団5人、新政会2人、公明党静岡市議会2人、静翔会1人、日本共産党静岡市議会議員団1人	2	4			
	産業振興策調査特別委員会	11	自由民主党静岡市議会議員団5人、新政会2人、公明党静岡市議会1人、静翔会1人、日本共産党静岡市議会議員団1人、維新の会静岡市議会議員団1人	1	8			
	観光・交流事業調査特別委員会	11	自由民主党静岡市議会議員団4人、新政会2人、公明党静岡市議会1人、静翔会1人、日本共産党静岡市議会議員団2人、「山と町」安全の会1人	3	3			
	合計	44						
浜松市 (46人)	大都市制度調査特別委員会	11	自由民主党浜松5人、創造浜松2人、市民クラブ2人、公明党2人	1	3	非交渉団体も含め会派の構成比により、正副委員長も含め割り振りを決めている。	任期満了まで設置しているため調査期間終了となった例はないが、毎年1回年度末に全員協議会で委員長が活動報告を行っている。	
	地域活性化特別委員会	12	自由民主党浜松6人、創造浜松2人、市民クラブ2人、公明党1人	2	1			
	行財政改革特別委員会	12	自由民主党浜松6人、創造浜松2人、市民クラブ2人、公明党1人	2	0			
	危機管理特別委員会	11	自由民主党浜松5人、創造浜松2人、市民クラブ1人、公明党1人、日本共産党浜松市議団1人、社会民主党浜松1人	2	0			
	新病院建設特別委員会	10	自由民主党浜松5人、創造浜松2人、市民クラブ1人、公明党1人	3	1			定数を10人とし、委員の選出方法は各交渉団体から所属議員4人につき委員1人の割合とするとともに、非交渉団体のうちから委員を1人選出することとした。
	合計	56						
名古屋市 (75人)	大都市制度・広域連携促進特別委員会	12	自由民主党名古屋市議会議員団3人、減税日本ナゴヤ2人、公明党名古屋市議会議員団2人、民主党名古屋市議会議員団2人、民政クラブ1人、日本共産党名古屋市議会議員団1人、名古屋維新の会1人	1	6	各会派（非交渉会派を含む）の所属議員数の比率を基に、議会運営委員会において、協議・調整を行い割り振りを行っている。	設置期間は審査終了までとされており、設置期間内に調査が終了した場合には、本会議において、委員長より報告を行い調査終了の議決を行うこととなるが、設置期間内に調査が終了せず議員の任期満了を迎えた場合には、改選後、改めて特別委員会を設置して引き続き調査を行っている。	
	防災・エネルギー対策特別委員会	12	自由民主党名古屋市議会議員団3人、減税日本ナゴヤ2人、公明党名古屋市議会議員団2人、民主党名古屋市議会議員団2人、民政クラブ1人、日本共産党名古屋市議会議員団1人、地方分権改革会1人	1	6			
	産業・歴史文化・観光戦略特別委員会	13	自由民主党名古屋市議会議員団3人、減税日本ナゴヤ3人、公明党名古屋市議会議員団2人、民主党名古屋市議会議員団1人、民政クラブ1人、日本共産党名古屋市議会議員団1人、減税日本市志の会1人、無所属クラブ1人	1	5			
	都市活力向上特別委員会	13	自由民主党名古屋市議会議員団3人、減税日本ナゴヤ3人、公明党名古屋市議会議員団2人、民主党名古屋市議会議員団2人、日本共産党名古屋市議会議員団1人、八風の会1人、民和会1人	1	9			
	公社対策特別委員会	13	自由民主党名古屋市議会議員団3人、減税日本ナゴヤ3人、公明党名古屋市議会議員団2人、民主党名古屋市議会議員団2人、日本共産党名古屋市議会議員団1人、名古屋市民クラブ1人、市民クラブ1人	1	9			
	安心・安全なまちづくり対策特別委員会	12	自由民主党名古屋市議会議員団3人、減税日本ナゴヤ2人、公明党名古屋市議会議員団2人、民主党名古屋市議会議員団2人、民政クラブ1人、減税日本元祖・庶民革命1人、政和クラブ1人	1	8			
	合計	75						
京都市 (69人)	なし							
	合計	0						
大阪市 (86人)	市政改革特別委員会	20	大阪維新の会大阪市議会議員団7人、公明党大阪市議会議員団5人、自由民主党大阪市議会議員団4人、OSAKAみらい大阪市議会議員団2人、日本共産党大阪市議会議員団2人	2	1	無所属議員を含め、会派の構成比により割り振りを決めている。（不足数が発生した場合は、別途協議により決定。）	なし。	
	大都市・税財政制度特別委員会	20	大阪維新の会大阪市議会議員団7人、公明党大阪市議会議員団5人、自由民主党大阪市議会議員団4人、OSAKAみらい大阪市議会議員団2人、日本共産党大阪市議会議員団2人	2	3			
	環境対策特別委員会	20	大阪維新の会大阪市議会議員団7人、公明党大阪市議会議員団5人、自由民主党大阪市議会議員団4人、OSAKAみらい大阪市議会議員団2人、日本共産党大阪市議会議員団2人	2	1			
	交通政策特別委員会	20	大阪維新の会大阪市議会議員団6人、公明党大阪市議会議員団4人、自由民主党大阪市議会議員団4人、OSAKAみらい大阪市議会議員団3人、日本共産党大阪市議会議員団2人、無所属1人	1	0			
	合計	80						

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員 (非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附 議事案の取扱
				会期中	閉会中		
堺市 (52人)	大都市制度・広域行政調査特別委員会	12	公明党堺市議会議員団3人、大阪維新の会堺市議 会議員団2人、ソレイユ堺3人、自由民主党・市民 クラブ2人、日本共産党堺市議会議員団2人	2	2	無所属議員を含め、会派の構成比に より割振りを決めている。	活動報告書を作成 し、議長に報告して いる。
	新たな都市活力創出調査特別委員 会	13	公明党堺市議会議員団3人、大阪維新の会堺市議 会議員団3人、ソレイユ堺1人、自由民主党・市民 クラブ3人、日本共産党堺市議会議員団2人	1	2		
	安全・安心なまちづくり調査特別 委員会	13	公明党堺市議会議員団3人、大阪維新の会堺市議 会議員団2人、ソレイユ堺2人、自由民主党・市民 クラブ3人、日本共産党堺市議会議員団2人、無所 属1人	1	1		
	次世代育成支援調査特別委員会	13	公明党堺市議会議員団2人、大阪維新の会堺市議 会議員団3人、ソレイユ堺2人、自由民主党・市民 クラブ2人、日本共産党堺市議会議員団2人、無所 属1人	1	1		
	合 計	51					
神戸市 (69人)	外郭団体に関する特別委員会	15	民主こうべ3人、公明党3人、自民党神戸3人、自 由民主党2人、日本共産党2人、新世代こうべ1 人、神戸志民党1人	5	5	選任基準は、委員定数を全議員数 (無所属議員を含む)で比例按分 (ドント方式)し、会派へ割り当て ている。	該当なし。
	大都市行財政制度に関する特別委 員会	15	民主こうべ3人、公明党3人、自民党神戸3人、自 由民主党2人、日本共産党2人、新世代こうべ1 人、住民投票☆市民力1人	4	3		
	未来都市創造に関する特別委員会	15	民主こうべ3人、公明党3人、自民党神戸3人、自 由民主党2人、日本共産党2人、新世代こうべ1 人、新社会党1人	4	6		
	合 計	45					
岡山市 (52人)	都市活力・大都市制度調査特別委 員会	12	自由民主党岡山市議団・無所属の会4人、公明党 岡山市議団2人、新風会2人、市民ネット1人、日 本共産党岡山市議団1人、明政クラブ1人、ネク スト岡山1人	0	4	3人以上の会派の代表をもって構成 する会派代表者会議において、あら じめ協議し、割振りを決定する。	議員任期満了に伴う 改選の際には、選挙 前の2月定例会最終 日において調査状況 報告書を配布。任期 途中の議会内人事に 伴う改選の折には、 5月臨時市議会にお いて調査状況報告書 を配布
	E S D ・低炭素社会調査特別委員 会	12	自由民主党岡山市議団・無所属の会4人、公明党 岡山市議団2人、新風会2人、市民ネット1人、日 本共産党岡山市議団1人、明政クラブ1人、ゆうあ いクラブ1人	0	4		
	公共施設マネジメント調査特別委 員会	12	自由民主党岡山市議団・無所属の会6人、公明党 岡山市議団1人、新風会1人、市民ネット2人、日 本共産党岡山市議団1人、明政クラブ1人	0	3		
	市民協働・男女共同参画調査特別 委員会	12	自由民主党岡山市議団・無所属の会4人、公明党 岡山市議団2人、新風会1人、市民ネット1人、日 本共産党岡山市議団2人、明政クラブ1人	0	3		
	合 計	48					
広島市 (55人)	大都市税財政対策特別委員会	12	自由民主党・保守クラブ3人、自由民主党3人、 市民連合2人、公明党2人、市政改革・無党派ク ラブ2人	0	3	無所属議員を含め、各会派から各議 員の所属希望申出書を提出してもら い、人選については、議長一任とし ている。	本会議において委員 長が調査の概要を報 告している。
	都市機能向上対策特別委員会	13	自由民主党・保守クラブ4人、自由民主党2人、 市民連合2人、公明党2人、日本共産党1人、地 域デザイン2人	0	5		
	安心・安全社会づくり対策特別委 員会	13	自由民主党・保守クラブ1人、自由民主党4人、 市民連合2人、公明党2人、市政改革・無党派ク ラブ3人、日本共産党1人	0	3		
	都市政策特別委員会	13	自由民主党・保守クラブ4人、自由民主党2人、 市民連合2人、公明党2人、市政改革・無党派ク ラブ2人、日本共産党1人	0	3		
	懲罰特別委員会	14	自由民主党・保守クラブ4人、自由民主党3人、 市民連合2人、公明党2人、市政改革・無党派ク ラブ2人、日本共産党1人	1	0	議会運営委員会の委員を選任	本会議において委員 長が審査結果を報告 している。
	合 計	51					
北九州市 (61人)	なし					常任委員及び特別委員は、まず、所 属議員数が6人以上の会派は、その 所属議員数を6で除して得た数の整 数を、それぞれ各委員会に割り当 て、残数は保留する。次に、所属議 員数が6人に満たない会派及び無所 属議員については、上記の残数と併 せて調整の上、所属すべき委員会を 決める。残数は、原則として同一委 員会に重複しないよう調整する。	委員会報告書はその 写しを議員に配布し ている。
	合 計	0					

都市名 (議員定数)	特別委員会の名称	定数	会派構成	開催日数		会派構成の取り決め方及び無所属議員 (非交渉会派)の取扱	調査期間終了後の附 議事案の取扱
				会期中	閉会中		
福岡市 (62人)	交通対策特別委員会	21	自由民主党福岡市議団7人、公明党福岡市議団4人、福岡市民クラブ3人、みらい福岡市議団3人、日本共産党福岡市議団1人、社民・市政クラブ福岡市議団1人、無所属2人	0	4	代表者会議で会派割に基づいて協議、決定している。無所属議員については、各会派の割り振り決定後に、定数に満たない特別委員会に割り振り、調整によって、各特別委員会の割り振りを決定している。	調査の経過及び結果を記載した委員会調査報告書を議長に提出し、議長は議席に配付している。
	都市問題等調査特別委員会	21	自由民主党福岡市議団6人、公明党福岡市議団4人、福岡市民クラブ3人、みらい福岡市議団3人、日本共産党福岡市議団2人、社民・市政クラブ福岡市議団1人、福岡維新の会1人、無所属1人	0	3		
	少子・高齢化対策特別委員会	20	自由民主党福岡市議団6人、公明党福岡市議団4人、福岡市民クラブ3人、みらい福岡市議団2人、日本共産党福岡市議団2人、社民・市政クラブ福岡市議団1人、福岡維新の会1人	0	3		
	議員定数調査特別委員会	19	自由民主党福岡市議団6人、公明党福岡市議団4人、福岡市民クラブ3人、みらい福岡市議団2人、日本共産党福岡市議団2人、社民・市政クラブ福岡市議団1人、福岡維新の会1人	1	5	代表者会議で会派割に基づいて協議、決定している。無所属議員は含まない。	
	合計	81					
熊本市 (48人)	総合的なまちづくり対策に関する特別委員会	12	自由民主党熊本市議団4名、くまもと未来3名、市民連合2名、公明党熊本市議団1名、日本共産党熊本市議団1名、市政クラブ1名	2	0	非交渉会派（3人未満）の議員を含め、会派の構成比により割り振りを決めている。	報告書を作成し、会議録に掲載し公表している。
	中心市街地の活性化に関する特別委員会	13	自由民主党熊本市議団3名、くまもと未来2名、市民連合2名、公明党熊本市議団2名、日本共産党熊本市議団1名、日本の教育を考える会1名、自由クラブ1名	4	0		
	財政運営のあり方に関する特別委員会	12	自由民主党熊本市議団6名、くまもと未来2名、市民連合2名、公明党熊本市議団2名	2	0		
	議会活性化特別委員会	10	自由民主党熊本市議団3名、くまもと未来2名、市民連合2名、公明党熊本市議団2名、日本共産党熊本市議団1名	3	0	交渉会派（3人以上）の構成比により割り振りを決めている。	
	合計	47					
川崎市 (60人)	なし						
	合計	0					

※本調査では、予算特別委員会及び決算特別委員会は含まない。

議会改革検討委員会

・特別委員会について（公明党案）

（1）地域包括ケアシステムなどについて

（a）安心して暮らし続けることができる地域づくり
に関する調査特別委員会

（b）安心して暮らせる地域づくり特別委員会

（2）都市基盤整備について（神奈川口、南武線高架化など）

（あ）都市基盤の整備に関する調査特別委員会

（い）都市基盤整備特別委員会